第49回(令和7年度)中央近代化基金「補完融資」推薦申込み公募要綱

(公社)全日本トラック協会

1	公募推薦総枠	30億円
2	公 募 期 間	令和7年6月10日 (火)から令和7年11月28日(金)まで
		(但し、公募枠の30億円に達し次第申込みの受付を締め切る)
3	申 込 先	都道府県トラック協会(以下「地方ト協」という。)を通じ、全日本トラック協会
		(以下「全ト協」という。)宛て申込み
4	融資推薦対象者	地方ト協に加入している貨物自動車運送事業法第3条又は第35条の
		許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨
		物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。)(以下「事業者」
		という。)であって、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」とい
		う。)又は商工中金の代理店の取引資格があるもの(予定を含む)
5	融資推薦対象事業	(1) トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
		① 近代化・合理化のための事務機器等の設置購入に要する資金を含む
		②「補修・改修」に要する資金を含む
		(2) 人材確保及び生産性向上のための設備
		① 福利厚生施設の整備に要する資金(男女別施設(トイレ・更衣室・
		休憩室等)を含む)
		② 荷役機械購入に要する資金(テールゲートリフターの設置を含む)
		※ 車両購入及び改造は除く
		(注1) 推薦融資の対象となるのは、令和7年度において投資される資金
		であり、投資時期は資金の支払時期で判断するものとする
		ただし、2か年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等に
		ついては、令和8年度までの資金も推薦対象とする
		(注2) 自己資金等で設備代金を支払済みの場合は推薦対象としない
		ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、令和7年
		4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」、「割賦手形」で必要資
		金を賄った場合で、本推薦融資の資金が、当該つなぎ融資の一括返
		済、当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては推薦対
		象とする
		(注3) 融資推薦対象事業に要する資金には消費税を含めることができる

6	推	薦	融	資	条	件	(1) 融	資限度				
						_	<u>事</u>	業規模が1億円以上の	の大規模プ	゜ロジェク	トで、申込会員の令和7年度	
							<u>以降</u>	の投資額の30%以下	内で未払金	:額の範	囲内とする。	
							<u>ただ</u>	し、上限金額は5億円	円とし、投資	額の30	%が5千万円未満の場合は	
							<u>5千</u>	万円とする。				
							(2) 融	資利率				
							取打	及金融機関の所定利:	率(最優遇和	利率適用	1)による	
						ŧ	(3) 償	還期間				
						-	1 ()年以内 (法定耐用年	F数が10年	を下回る	る設備は、法定耐用年数以内)
						-	たた	ごし、主設備と同時に	付帯設備的	设資(事務	5機器・荷役機械等)をする	
						-	場合	、その付帯設備につい	いては、主	設備と同	一の償還期間を認める	
						F	(4) 据	置期間				
						-	償i	還期間のうち6か月	以内 (初回)	元金償還	置日が貸出日から6か月以内)	
						F	(5) 償	還方法				
						ŧ					貧還(借入期間通期にわたって	
						F			ノ、端数は 晶	是終償還	日で調整するものとする	
						ŀ		保·保証人				
						=		吸金融機関の定めると 	ところによる			
						-		融資の制限	. >	A	TITE () III - A DOME I	
						-					既往の借入金が当初の	
						-		に基づき正常な形で				
<u> </u>	±1		-	4-1	<u> </u>	41		ン、高度化事業に係る 		ハては、、	この限りではない	
7	利	•	子	補	Ħ	給		子補給率 年0.69	% 0			
						ŧ		子補給限度額	シ クタを114 H	由心体	ルサム光葉動次%焼べのです	= m
						ŧ					化基金推薦融資総額で2千万	J 1
8	Ητ	±174	金	三山	₩	朋	を限度とする(ただし、全額償還された融資に係る利子補給額を除く) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
9			協力					令和7年7月31日(⊅			令和7年8月29日(金)	
			虫資					令和7年9月30日(- '		令和7年10月31日(金)	
			協					令和7年11月28日		メルナロ		
		_ 1	W	,	/ =	7				号) 及でい		
								号)に申込み書類を流				
							(12/2/0		,, J C	M/4/E C1	ک / پدر <i>از</i> سط	

4.5		*/r-	14 -					A	Art	A					
10		資	-			<u> </u>	<u> </u>	令和7年8月15日(金)	第2回	令和7年9月12日(金)					
	決	定	2	通	9	╗		令和7年10月15日(水)	第4回	令和7年11月14日(金)					
	(j	五知	予	定	日	<u>기</u>	第5回	令和7年12月12日(金)							
11	融資	資推 原	雋決	定通	知	▮	融資推薦の有効期限は、以下のとおり、それぞれの「中央近代化基金融資推薦								
	の	有	効	其	F F	艮	適否決定通知書」(様式11号)に記載する								
								令和8年3月末日							
							ただし、2	2か年度にわたり一体的な整備	が必要な	不動産投資等については、					
							以下の期	月日の範囲内とする							
								令和9年3月末日							
							(注)融資	実行がやむを得ない理由により)、上記の)次年度以降にずれ込む					
							場合は	こは、「融資推薦有効期限延長	申請書」	(様式15号)により、地方					
							ト協を	通じて全ト協宛て有効期間の発	近長を申	し出ること					
12	申	込	書	逐	2 7	ኦ	(1) 「融	資推薦申込書」(様式1号)							
	添	尓	ţ	書	类	頁	(2)「企	:業要項」(様式2号の1又は様式	弋2号の2)					
							(3)「事	業計画書」(様式3号の1)							
							(4)「承諾書」(様式4号)								
							(5) 不動産売買契約書の写し(又は案文)								
							(6) 工事請負契約書の写し(又は案文・見積書)								
							(7) 公図・建物図面・各階平面図								
							(8) 所在	生地案内図							
							(9) 見和	请書(荷役機械·事務機器等)							
							((1)	\sim (4)の書類は、全ト協のホー、	ムページ	からもダウンロードできる)					
							(注)	記入方法等がわからないときに	ま、地方ト	協事務局に問い合わせのこと					
								提出された書類は返却しない	ので、取っ	扱金融機関宛ての提出書類は					
								別途用意すること							
13	商	エ	中:	金	等列	₫	(1) 融資	資推薦の決定通知を受けた場合	合は、「中	央近代化基金融資推薦適否					
	借	入	申	辽	2	Y	決定	通知書」の写しを添えて商工中	金等へ借	ト 入れ申込みを行なうこと					
							(2) 決算	算関係書類等審査に必要な書	類につい	ては、別途商工中金等からの					
							依頼	こより提出のこと							
							(3) <u>商</u>	エ中金から借入を行うときは、商	丁中金	の株主である協同組合等の団体					
							又はその構成員であることが必要となる								
							また、商工中金の代理店から借入を行うときは、その代理店の組合員で								
							あることが必要となる								
							この	資格を具備していない場合は、	地方下的	易に相談のこと					

14	設	備	完	成	報	告	(1) 設備完成(購入)後、速やかに地方ト協を通じて「設備完成(購入)報告書」
							(様式18号)を提出のこと
							(2) 設備完成(購入)報告がない場合には、利子補給を行えない
							(3) 設備完成(購入)報告時の添付書類(全て写しで可)
							① 不動産売買契約書
							② 工事請負契約書
							③ 全部事項証明書(不動産登記簿謄本)
							④ 対象物件の写真
							⑤ 投資額全額の領収証
							⑥ つなぎ融資がある場合、その確認書類(融資計算書及び返済計算書)
15	留	-	意	事	Į	項	(1) 申込事業者が企業又は個人事業主の場合、所属組合を通じて借入れ
							を行う「転貸方式」を利用することができる
							(2) 公募枠を超える応募があった場合は全ト協への先着順とする
							(3) 融資推薦決定通知は、融資の決定とは異なる
							融資の推薦は申込事業が近代化基金融資の条件に適合するものである
							ことを確認・証明するものであり、その後、取扱金融機関の返済見通し等の
							審査を経て融資の可否が決定される
							(4) 融資推薦決定後、事業計画の変更(投資内容・投資額の変更、延期、
							中止等)が生じた場合は、所定の手続きが必要となるので、地方ト協宛て
							申し出ること
							所定の手続きがなく融資実行された場合、利子補給は行えない
							(5) この要綱に定めのない事項は、全ト協の「近代化基金運営要領」及び
							「中央近代化基金運営事務取扱細則」の定めるところによる